

ふるさと企業経営承継円滑化事業

後継者が継ぎたくなるような事業への改善や、事業承継の準備に必要な企業価値の評価に伴う費用の一部を助成します。

団塊世代の経営者が引退時期を迎えるなか、全国的に事業承継が課題となっています。本県においても経営者層の高齢化が進んでおり、今後、中小企業の廃業の増加に伴い県内の経済動向や雇用環境などへの影響が懸念されています。そこで、県内小規模企業者や中小企業者を対象に、事業の改善や企業価値評価に伴う費用の一部を助成します。

① 事業改善型

事業内容	後継者が引き継ぎたくなるような事業への改善(店舗等の改装や設備の導入など)に要する費用の一部を助成
対象者	経営者が60歳以上の県内中小企業、または経営者が60歳以上の県内中小企業者を合併・買収する中小企業
補助率	2/3以内
補助上限額	300万円 ※ 助成後3年間以内に承継しないときは補助金を返還していただきます。
募集期間	4月25日(水)～5月31日(木)

活用ポイント

- ◆後継者のため既存事業の改善や育成をはかりたい経営者向けです。
- ◆60歳以上の経営者は、是非ご検討ください。

② 承継準備型

事業内容	親族外継承の準備に必要な企業価値の評価に伴う経費の一部を助成
対象者	経営者が60歳以上の中小企業、またはそのような中小企業を買収する企業
補助内容	【小規模企業】 補助率:2/3以内、補助上限額:20万円/社 【中小企業(小規模企業を除く)】 補助率:1/2以内、補助上限額:150万円/社
募集期間	随時

活用ポイント

- ◆親族以外の人に事業承継をする予定の経営者向けです。
- ◆60歳以上の経営者は、是非ご検討ください。



次世代につなげよう！
あなたの『大事な会社』

問い合わせ先

ふるさと産業支援部 資金支援グループ
TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7429

おもてなし産業魅力向上支援事業

県外からの観光客等の受入れ態勢の改善等について、店舗の改装や設備導入、新商品開発など、観光客向けの新たな取り組みに対し、その費用の一部を助成します。

5年後に迫った北陸新幹線敦賀開業時に訪れる多くの観光客やビジネス客が、本県に対して良いイメージを持ってもらうことは、リピーターの獲得や新たな誘客につながるために不可欠なことです。

そのため、高速交通開通アクション・プログラムのエリア、および各エリアをつなぐ幹線道路沿いのおもてなし店舗等における、観光客等の受入れ態勢の改善等に関する新たな取り組みについて助成を行います。

活用ポイント

- ◆北陸新幹線敦賀開業や中部縦貫道開通など交通インフラの整備はビジネスチャンスでもあります。
- ◆県外からの観光客やビジネスマンなどをターゲットとする商品開発や店舗改装などに適する補助金です。

① 店舗・施設改装、設備導入



事業内容	街中、観光地の賑わいづくり、観光客に対応するための店舗改装、空き店舗の活用などについて助成を行います。
対象者	県内に事業所を有する創業1年以上の中小企業者で、主に観光客に対して商品等を提供している事業者。 ※みなし大企業やフランチャイズ契約は除く。
補助率	2/3以内
補助上限額	300万円
募集期間	4月25日(水)～5月31日(木)

② 商品の開発

新商品を
開発しよう！



事業内容	地域性やお持ち帰りなどを考慮した菓子等、観光客向けの土産品等の開発について助成を行います。
対象者	県内に事業所を有する創業1年以上の中小企業者で、主に観光客に対して商品等を提供している事業者。 ※みなし大企業やフランチャイズ契約は除く。
補助率	2/3以内
補助上限額	200万円
募集期間	7月頃

問い合わせ先

ふるさと産業支援部 資金支援グループ

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7429

ふくい老舗企業チャレンジ応援事業

創業から30年以上経過した小規模事業者が行う、事業用建物の改装および設備導入など事業の継続に必要な取り組みについて、費用の一部を助成します。

活用ポイント

- ◆創業歴30年以上の店舗は老舗です。
- ◆小さくても地元住民にとって大切なお店。成長にチャレンジ！



● 店舗・施設改装、設備導入

対象者

県内に主たる事業所を有する小規模企業者で、創業から30年以上を経過しており、主に県内の一般消費者に対して自社独自の商品やサービスを提供している事業者
※みなし大企業やフランチャイズ契約を受けて事業を行っている方は除く。

補助率

2/3以内

補助上限額

300万円

募集期間

4月25日(水)～5月31日(木)

ふるさと企業育成ファンド

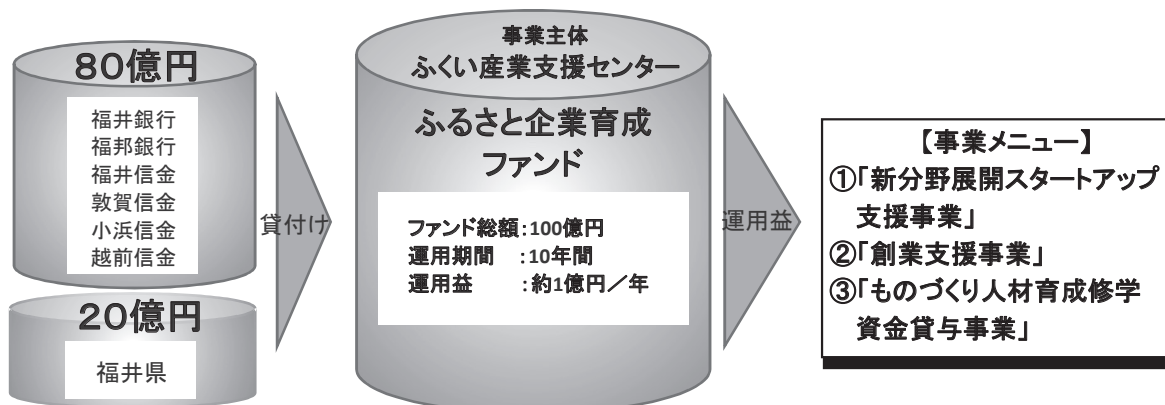
中小企業の新分野展開を支援する①「新分野展開スタートアップ支援」と、②創業を促す「創業支援」、③県内企業への技術人材の就職を促進する「ものづくり人材育成修学資金貸与」の3事業を実施しています。

ふるさと企業育成ファンドとは？

平成23年度に県内産業の元気再生を図ることを目的として、県内金融機関と県が協力して「ふるさと企業育成ファンド」を創設しました。その運用益により、中小企業の新分野展開を支援する「新分野展開スタートアップ支援事業」と、創業者を対象とする「創業支援事業」、県内企業への技術系人材の就職を促す「ものづくり人材育成修学資金貸与事業」の3つの事業を実施しています。平成23年から10年間継続して実施する計画です。

『ふるさと企業育成ファンド』の体系

県内金融機関と協力して創設する地域独自のファンド



問い合わせ先

ふるさと産業支援部 資金支援グループ

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7429

① 新分野展開スタートアップ支援事業

本県の中小企業者が持続的な成長を目指して経営の多角化や事業転換に取り組む場合に、設備や販路開拓等にかかる経費の一部を助成し、新分野への進出を支援します。

事業内容	既存事業の経営資源を活用した経営の多角化や事業転換を行う新たな取り組み
対象者	県内に主たる事業所があつて1年以上の事業実績があり、過去3年間の平均または前事業年度の売上額が年間10億円未満の中小企業者・個人事業者・事業協同組合
補助率	2/3以内
補助上限額	100万円～1,000万円
募集期間	5月10日(木)～6月20日(水)

活用ポイント

- ◆既存事業の経営資源を活かし、新たな事業分野にも進出したい企業向けです。
- ◆新商品等の開発費および販路開拓費、建物修繕費や機械装置購入費などが対象です。

※ なお本事業では、金融機関、商工会議所または商工会、産業支援センターで構成する支援チームが助言などのサポートをして、事業計画の実現を応援します。

② 創業支援事業

事業内容	創業者が行う地域の需要や雇用を創出する取り組み組に対して、店舗等の賃料や広報費用など、起業・創業に必要な経費の一部を助成
対象者	5年以内(開業日がH26年4月1日以降)の創業者、創業予定者
補助率	2/3以内
補助上限額	200万円
募集期間	7月23日(月)～8月31日(金)

活用ポイント

申請にあたり、市場での新規性や成長性、さらに実現の可能性などのお考えを整理した事業計画が重要です。
当センターでは事業計画書の書き方等もアドバイスしています。

③ ものづくり人材育成修学資金支援

事業内容	県内外の理工系大学院(修士課程・博士課程)に在学し、県内のものづくり企業に就職を希望している学生に対して、修学資金を貸与します。
対象者	全国の理工系大学院生
貸与金額	月額6万円
返納免除	県内に本社または生産拠点を有するものづくり企業に就職し、継続して7年間勤務。
募集期間	3月5日(月)～4月20日(金)

問い合わせ先

ふるさと産業支援部 資金支援グループ
TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7429

ふくい逸品創造ファンド事業

県内企業が、地域資源を活用した商品開発および販路開拓の新たな取り組みについて、その費用の一部を助成します。

県内の産業が長年にわたって培ってきた技術、越前・若狭の豊かな海山の農林水産物、さらに本県の歴史や伝統、観光資源などは、福井県の特徴となる地域資源です。

こうした地域資源を活用して、創意工夫のある新商品や新サービスを開発・販売をする新たな取り組みに対して、その費用の一部を助成します。

活用ポイント

- ◆地域資源とは、本県の特産品や伝統技法、地場産業の独自技術、自然や歴史遺産などです。
- ◆地域資源(福井の強み)を活かして、顧客ニーズをつかんだ新商品開発・販路開拓の事業に適応します。

新商品を
開発しよう！



● 新商品開発・販路開拓

対象者

県内に主たる事業所がある中小企業・個人事業者・農業協同組合・LLP等で、地域資源を活用して新商品の開発・販売に取り組もうとする事業者

補助率

1/2以内

補助上限額

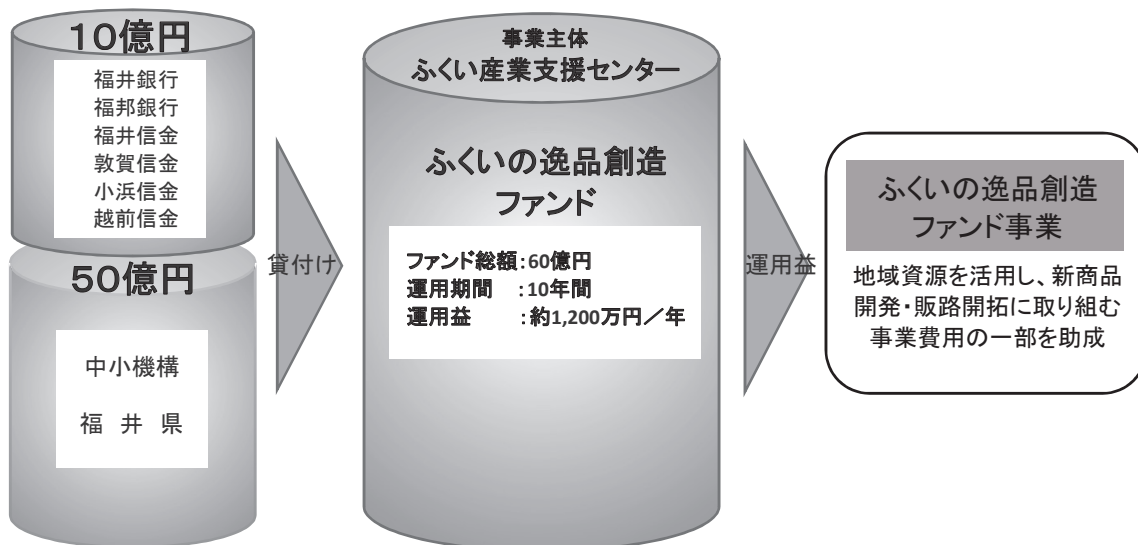
200万円

募集期間

7月頃

『ふくい逸品創造ファンド』の体系

県内金融機関と協力して創設する地域独自のファンド



問い合わせ先

ふるさと産業支援部 資金支援グループ

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7429

小規模企業者等 設備貸与事業

小規模企業者等が経営の革新などのために導入を希望する設備機械等を、当センターがメーカーや商社から購入し、小規模企業者等に対して割賦販売またはリースをすることで必要な設備導入をご支援します。

● 事業の概要

対象者

①小規模企業者

- ・製造業、建設業、運送業等は、従業員数20人以下
- ・商業、サービス業は従業員数5人以下

※ 従業員50人以下で一定要件を満たす企業は利用できる場合があります。

②1カ月以内に事業を開業もしくは2カ月以内に会社の設立計画を有する創業者

※ 商工会や商工会議所の経営指導員の指導を6カ月以上受けている必要があります。

対象設備

県内に設置する新品設備。

※ 車両の場合は、事業に供する特殊車両等および緑・黒ナンバー車両が対象で、割賦販売制度での取り扱いとなります。

※ 建設機械等の移動が容易なもの(車両を除く)、屋外にあるもの、消耗が激しいもの等は、別途不動産担保の提供が必要です。

※ 既に納入済みの設備は本制度の対象にはなりません。

申込受付日

毎月(3月除く)2回受付

割賦制度

貸与限度額: 100万円以上1億円以下

貸与期間: 3年～10年間 ※法定耐用年数以内

支払方法: 6カ月据置の月賦または半年賦支払

保証金: 貸与価格の10%

料率: 割賦損料率

3～6年＝1.6%

7～10年＝1.7%

リース制度

貸与限度額: 100万円以上1億円以下

貸与期間: 3年～10年間 ※法定耐用年数以内

支払方法: 引渡日の翌月より毎月支払い

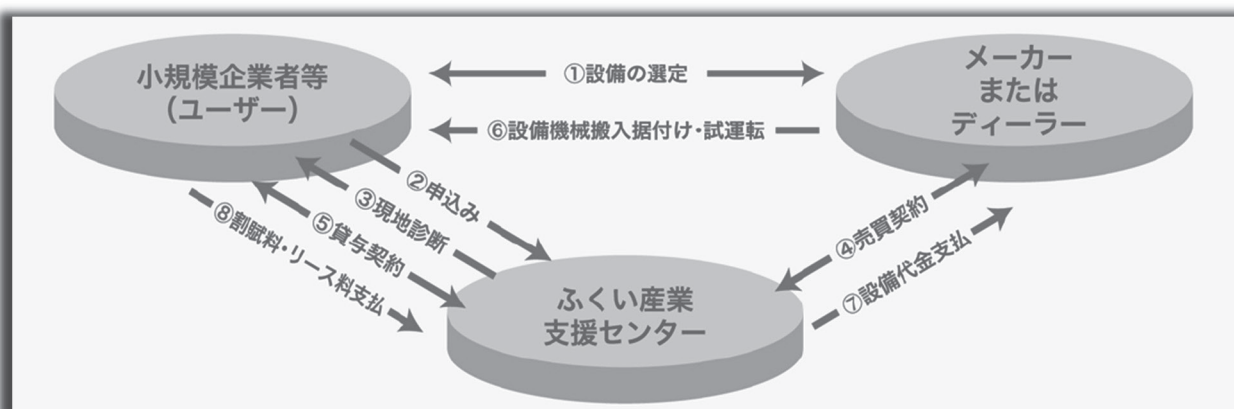
料率: 月額リース料率

3年: 2.949% 7年: 1.358%

4年: 2.254% 8年: 1.206%

5年: 1.830% 9年: 1.089%

6年: 1.553% 10年: 0.996%



問い合わせ先

ふるさと産業支援部 資金支援グループ

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7429